

諮問日：令和5年3月29日（令和4年度（情）諮問第36号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（情）答申第15号）

件名：東京地方裁判所における特定事件の関係者が行った開示請求に関連して送信又は受信したメールの不開示判断（不特定）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京地方裁判所の特定の部において、同部に係属していた特定の事件の関係者が行った開示請求に関連して送信又は受信したメールの開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書が特定できないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年12月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本請求の内容は対象文書の性質等を示しており、本件の開示主体は東京地方裁判所長であることから、裁判所内で送信又は受信されたメールが開示請求に関連しているか否かを東京地方裁判所長が精査し、判断する必要がある。

仮に、個別具体的な文書を請求人が示さないと文書の調査を行わない又は精査等を行わないのであれば、裁判所の文書に詳しくない東京地方裁判所外部の人間には開示請求ができないこととなるため、開示請求の趣旨に反する。補正を求めるのであれば、文書としてはどういったものがあるのか、どういったものはないのか詳細に請求人へ示した上で補正を求めない限り、補正がなかったからといって不開示としてよいものではない。

もともと、メールが開示請求に関連しているか否かは主観によって判断が異なる可能性もあるが、文書主義の原則に従い、根拠や理由を明確にした上で、東京地方裁判所長が最終的な判断を行うべきものである。この根拠や理由を請求人に示すことで、納得するのか不服を申し出るのかを請求人が判断することができるのである。

本件は、こうした判断を怠り、補正がなかったから不開示としている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出の内容では、東京地方裁判所の特定の部に係属していた特定の事件の関係者がどのような者なのか客観的・一義的に明らかでなく、当該申出内容では、開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、東京地方裁判所は、苦情申出人に対し、令和4年12月1日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する文書により、司法行政文書開示手続では、個人の氏名等を挙げて当該個人等に関する情報が記載された文書の開示を申し出た場合、個人識別情報等を開示することになるものとして文書が開示されない可能性があることにも言及したうえで、開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書が特定できなかった。
- 2 苦情申出人は、文書としてはどういったものがあるのか否かを詳細に示した上で補正を求めない限り、補正がなかったからといって不開示としてよいものではない旨主張するが、補正の手続については、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施細目について」記第1の3）と定められているところ、形式上の不備があると認めた場合に、どのように補正を行うのかは、東京地方裁判所の判断に委ねられており、必ずしも、文書としてはどういったものがあるのか否かを詳細に示した上で補正依頼を行わなければならないものではない。

そして、1のとおり、本件においては、特定の事件番号の関係者がどのような者を指すのかが明らかでなく、それを明らかにするよう補正依頼を行っているところ、当該関係者が明らかにされない以上、開示申出内容である「当該関係者が行った開示請求に関連して送信又は受信したメール」を特定できないのであって、文書としてはどういったものがあるのか否かを詳細に示した上で補正を求めなかったとしても不合理なものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 審議
- ④ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京地方裁判所は、本件開示申出の内容からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、本件補正依頼により開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書を特定することができなかったとのことである。

そこで検討すると、本件において開示を求める文書を特定するためには、開示申出書記載の特定の事件の「関係者」がどのような者を指すのかを明らかにする必要があるから、東京地方裁判所はこの点を示して補正を求める必要性があったものと認められる。また、東京地方裁判所は苦情申出人に対して行った補正の求めにおいて、上記「関係者」がどのような者を指すのか具体的に記載するように求めており、その方法も相当であると認められる。これらを踏まえると、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 苦情申出人は、裁判所内で送信又は受信されたメールが開示請求に関連して

いるか否かを東京地方裁判所長が精査し、判断する必要があるなどと主張して、本件開示申出に東京地方裁判所長が応じるべきである旨主張する。しかしながら、司法行政文書の開示手続を行うためには、対象となる司法行政文書を特定できることが必要となるところ、本件開示申出書の記載内容ではかかる特定ができないことは上記1のとおりである。

また、苦情申出人は、文書としてはどういったものがあるのか否かを詳細に示した上で補正を求めない限り、補正がなかったからといって不開示としてよいものではない旨主張するが、上記のとおり、東京地方裁判所が補正を求めた方法は相当である。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子